

建築物滅失統計調査要綱

平成20年11月26日

改正 令和 6年 12月 25日

一 目的、区分、事項、範囲、期日及び方法

(一) 目的

建築物の滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(二) 区 分

- 1 建築物除却統計調査（毎月間）
- 2 建築物災害統計調査（毎月間）

(三) 事 項

1 建築物除却統計調査

- (1) 除却予定期日
- (2) 除却場所
- (3) 構造
- (4) 建築物の用途
- (5) 住宅の戸数
- (6) 建築物の数
- (7) 床面積の合計
- (8) 建築物の評価額
- (9) 除却原因

2 建築物災害統計調査

- (1) 被災市区町村名
- (2) 災害種別（火災、風水災、震災、その他の別）
- (3) 被害区分（全焼、全壊、全流失、半焼、半壊、半流失の別）
- (4) 建築物の数
- (5) 住宅の戸数
- (6) 床面積の合計
- (7) 構造
- (8) 建築物の用途
- (9) 火災件数
- (10) 建築物の損害見積額

(四) 範 囲

- 1 建築物除却統計調査は、建築基準法第15条第1項の規定による建築物を除却しようとする旨の届出（以下「除却の届出」という。）に係る建築物について行う。
- 2 建築物災害統計調査は、建築基準法第15条第3項の規定による災害による滅失又は損壊の報告（以下「災害報告」という。）に係る建築物について行う。

(五) 期 日

- 1 建築物除却統計調査は、除却の届出を受理したときに行う。
- 2 建築物災害統計調査は、災害報告を受けたときに行う。

(六) 方 法

1 建築物除却統計調査

- (1) 都道府県知事は、除却の届出を受理したときに、建築物除却統計調査票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する。
- (2) 都道府県知事は、除却の届出に基づいて、建築物除却統計調査票を作成し、毎月分について翌月 13 日までに到達するよう国土交通大臣に送付する。

2 建築物災害統計調査

- (1) 都道府県知事は、災害報告を受けたときに、建築物災害統計調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する。
- (2) 都道府県知事は、災害報告に基づいて、建築物災害統計調査票を作成し、毎月分について翌月 13 日までに到達するよう国土交通大臣に送付する。
- 3 調査票の様式及び送付の方法については、国土交通大臣が定めるところによる。

二 集計事項及び集計方法

(一) 集計事項

1 建築物除却統計調査

- (1) 除却建築物都道府県別、構造別、用途別（総数、非居住）（建築物の数、床面積、評価額）
- (2) 除却建築物都道府県別、構造別、用途別（居住）、除却原因別（戸数、建築物の数、床面積、評価額）
(1) 及び (2) については都道府県別計表、都道府県別市部計表、都道府県別郡部計表、都市別計表を作成する。

2 建築物災害統計調査

- (1) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）（火災件数）
- (2) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）建築物の用途別（建築物の損害見積額）
- (3) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）建築物の用途別（総数、その他）、被害区分別（棟数、床面積）
- (4) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）建築物の用途別（居住）、被害区分別（棟数、床面積、戸数）
- (5) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（木造）（火災件数）
- (6) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（木造）建築物の用途別（建築物の損害見積額）
- (7) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（木造）建築物の用途別（総数、その

他)、被害区分別(棟数、床面積)

(8) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別(木造)建築物の用途別(居住)、被害区分別(棟数、床面積、戸数)

(1)、(2)、(3)および(4)については都道府県別計表、都道府県別市部計表、都道府県別郡部計表、(5)、(6)、(7)及び(8)については都市別計表を作成する。

(二) 集計方法

1 建築物除却統計調査及び建築物災害統計調査については、中央集計とし、機械集計による。

2 国土交通大臣は、国の独立行政法人に委託する場合のほか、建築物除却統計調査及び建築物災害統計調査については、電子計算機への入力作業及び集計を他の者に委託することができる。

3 国土交通大臣は、電子計算機への入力作業又は集計を他の者に委託する場合においては、受託者に秘密を厳守させるために次の措置を採るものとする。

(1) 契約書には秘密保持に関する規定を設けること。

(2) 受託者からの誓約書の徴収その他調査等の秘密保持のための必要と認める措置を採ること。

三 結果の公表の方法及び期日

(一) 国土交通大臣は、二(一)の集計結果を翌々月末日までに公表する。

(二) 国土交通大臣は、二(一)の集計に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年9月末日までに公表する。

四 関係書類の保存責任者及び保存期間

(一) 保存責任者

国土交通大臣

(二) 保存期間

- | | |
|-------------------|----|
| 1 調査票 | 2年 |
| 2 集計結果及び年次建築動態統計表 | 2年 |
| 3 電磁的記録で作成した1及び2 | 永年 |